

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第46号

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市開発許可等に関する条例（平成19年四日市市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第18条 この節の規定は、次の各号に掲げる地区又は区域においては適用しない。 (1) (略) (2) <u>令第29条の9各号に掲げる区域</u> (3)から(5)まで (略)	(適用除外) 第18条 この節の規定は、次の各号に掲げる地区又は区域においては適用しない。 (1) (略) (2) <u>令第8条第2号ロからニまでに定める土地の区域</u> (3)から(5)まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市開発許可等に関する条例第18条第2号の規定は、この条例の施行の日以後になされた四日市市開発許可等に関する条例第7条第1項に基づく事前協議（以下「事前協議」という。）に係る開発行為及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく申請（以下「申請」という。）に係る建築行為から適用し、同日前になされた事前協議に係る開発行為及び申請に係る建築行為については、なお従前の例による。

(都市整備部開発審査課)